

## 4 重点施策

地域農業が抱える課題に対応するため、前項の基本方向により全般的に多岐に亘る施策を実施しますが、その中で喫緊の課題である「新たな担い手の育成」、「園芸産地(日本なし及びねぎ)の振興」、「将来に繋がる水田農業の展開」、「広域連携による森林整備等の推進」について、本振興方針では次のとおり集中的に取り組めます。

### (1) 次世代の都市農業を支える新たな担い手の育成

#### ア 対象 東葛飾地域(全域)

##### ○現状と課題

管内では、毎年 40 名程度の新規就農者が誕生しています。

当地域では、県内でも農業経営体育成セミナーへの参加者が多く、農業青年クラブも 5 団体あり、20～30 代の青年農業者が多い地域です。

都市地域の立地を生かした直売等の対面販売も広く行われ、青年農業者も品目や販路の拡大などで経営の一翼を担っています。

他産業に比べ、農業は家族経営が主であることから、収益力を向上させるために、意欲ある青年農業者の経営参画をさらに進める必要があります。

また、近年では農外からの新規参入者の就農も進み、今後は認定新規就農者から認定農業者へのステップアップが期待されます。

これらの新たな担い手が、主体的に経営参画し、次世代の都市農業の中心的経営体となるよう育成することが求められています。

##### ○目指す姿

青年農業者が経営において自らの役割や部門を持ち、家族と経営方針を共有し、生産技術だけでなく農業経営の向上のために自らの判断で行動し、地域から信頼される農業経営をしています。

周囲の環境に配慮した営農の工夫や地域から信頼される農業を実践するリーダー的な青年農業者が育ち、経営の発展と地域農業の振興に寄与しています。

#### 【数値目標】

項目	現状 (令和 2 年度)	目標 (令和 7 年度)
50 歳未満の認定新規就農者 <sup>※1</sup> 数 <sup>(累計)</sup>	36 名	161 名
家族経営協定の共同申請を活用した 50 歳未満の認定農業者 <sup>※2</sup> 数 <sup>(累計)</sup>	3 名	53 名

※1 農業経営基盤強化促進法に基づき、市から青年等就農計画の認定を受けた農業者

※2 農業経営基盤強化促進法に基づき、市等から農業経営改善計画の認定を受けた農業者

## ○主な取組

農業経営体育成セミナーや青年農業者等スキルアップ研修、農業青年クラブ等の活動において知識・技術の習得支援や経営者としての意識醸成、地域住民と共生する農業経営の意識啓発を図ります。

関係機関・団体と連携し、青年農業者による産地・地域活動への参加を促進し、情報交換のための人脈作りを促します。

家族経営協定等を活用し、経営において自らの役割や部門を持ち、家族と経営方針を共有できるよう働きかけます。

## (2) 都市農業の立地を生かした園芸産地の振興

### ア 対象産地：日本なし産地(全域)

#### ○現状と課題

県内有数の日本なし産地であり、直売や共選出荷による有利販売をしています。生産者の高齢化が進行しており、将来の担い手となる若手農業者や女性農業者の栽培管理技術や経営管理能力の早急な向上が必要です。

老木化の進行、白紋羽病の発生、労力不足、温暖化による病害虫の多発、気象災害の影響などにより生産が不安定となり、計画的な改植による園の若返りや省力化、気象の変化に対応した栽培技術と品種の導入が必要です。

さらに、販売期間を延長し、収益を増加させるため、ぶどう等の新たな品目の導入が必要となっています。

また、都市部に位置することを考慮し、環境に配慮した栽培技術の導入や、直売による有利販売を継続・発展させていく必要があります。

離農園を意欲ある担い手に集積するため、雇用受け入れ体制の整備や関係機関と連携した園地貸借の推進を図る必要があります。

#### ○目指す姿

農業者が明確な経営ビジョンを持ち、確実な改植や販売方法・作業体系等の経営改善を実践し、環境の変化に対応できる経営を継続することにより、県内最大の産地が維持されています。

#### 【数値目標】

項目	現 状 (令和2年度)	目 標 (令和7年度)
日本なし改植面積 <sup>(累計)</sup>	87ha	187ha

#### ○主な取組

担い手対策として、若手農業者や女性農業者が栽培管理技術や経営管理能力を高

め、明確な経営ビジョンを持った次世代を担う中核的な果樹経営体を育成します。

また、雇用受け入れ体制の整備と、人材マッチング機会の創出により、労力確保を推進します。

技術対策として、白紋羽病対策や早期成園化、災害や気候の変化に対応した技術及び新品目・品種の導入、環境に配慮した I P M 技術の普及を支援します。

さらに、離農による廃園に対して、関係機関で連携した園地貸借を推進します。

## イ 対象産地：ねぎ産地(全域)

### ○現状と課題

露地野菜経営における基幹品目として、ねぎは古くから管内全域で生産され、県内の主要産地となっています。

(北部地域)

北部地域(野田市・柏市・我孫子市)においては、従来から J A の部会組織により共選・共販による販売が行われているほか、近年では、業務・加工用の生産・出荷に取組み、労力・コスト削減を実現している事例が見られます。

(中部地域)

中部地域(松戸市・流山市・鎌ヶ谷市)においては、地域団体商標を取得している矢切ねぎをはじめ、わけねぎなど伝統的な産地があり、古くから高い市場評価を得ています。当地域では、農地が限られるため規模拡大が難しく、収量や品質を向上させるため、技術の研鑽が積極的に行われています。

(南部地域)

南部地域(市川市・船橋市)においては、秋冬ねぎを主体とした生産が行われており、にんじんと輪作体系にねぎを導入するなどの事例が見られ、近年では、その収益性から基幹品目として新たに取組む生産者が増えてきており、技術習得を早急に進める必要があります。また、従来の産地では、長年の作付けによる連作障害対策や、規模拡大のための機械化体系の導入などが課題となっています。

### ○目指す姿

露地野菜経営体において、機械化による規模拡大や省力化、作業の効率化の実現、湿害回避対策など技術力の向上により、ねぎを主軸とした輪作体系が確立され、経営の安定化が図られるとともに、組織体制作りが進み産地の発展が持続しています。

新規就農者や新たにねぎの栽培を開始する生産者については、栽培管理技術の習得・向上の機会や生産者間のネットワークにより情報共有する体制が整っています。新たな基幹品目の一つとしてねぎを導入する経営モデルが育成されています。

### 【数値目標】

項目	現 状 (令和 2 年度)	目 標 (令和 7 年度)
ねぎ生産面積 60 a 以上の経営体	24 戸	38 戸
主要なねぎ生産者における生産量	1,800 t	1,900 t

### ○主な取組

一般的には、経営規模を拡大するため、省力化機械の導入、GAP手法を活用した作業の効率化及び労働力の確保を推進します。

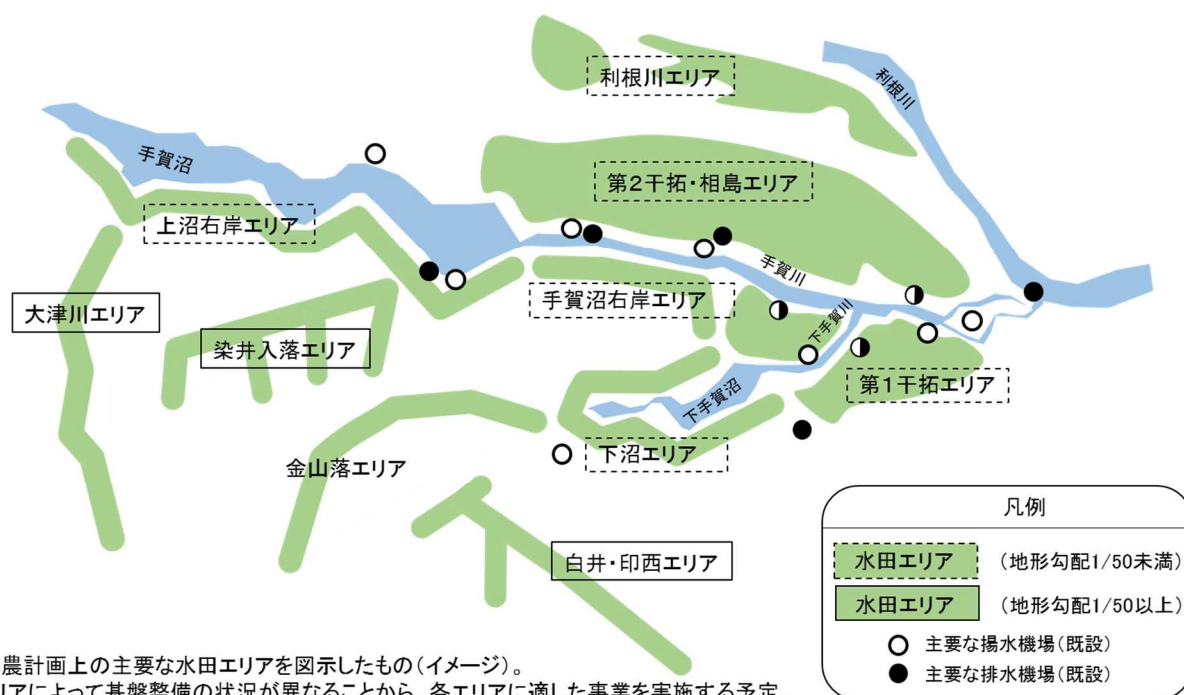
技術対策として、輪作体系を確立するとともに湿害対策を行い、安定した収量の確保を支援します。

また、新たにねぎ栽培に取り組む農業者の技術向上を図るため、講習会の開催などにより支援します。南部地域においては、にんじんと組み合わせた作付体系が進むと考えられることから、栽培技術の向上・作業の効率化を支援し、経営の安定化を図ります。

流通・販売対策として、市場出荷に向け需要に応じた規格や品質を確保し、有利販売を目指します。また、業務加工用出荷を中心とする経営体においては、機械化や作業効率の改善により規模拡大を進めます。

### (3) 将来に繋がる水田農業の展開

ア 対象地区：手賀沼周辺の水田地域(柏市、我孫子市)



※営農計画上の主要な水田エリアを図示したもの(イメージ)。  
エリアによって基盤整備の状況が異なることから、各エリアに適した事業を実施する予定。

## ○現状と課題

「国営総合農地防災事業」が開始され、今後揚排水機場の改修が進んでいくことから、地域や関係機関で地域の将来的な営農ビジョン(令和元年5月策定)を共有し、関連する末端施設や農地などの基盤整備を推進していくことが必要です。

主要な担い手への農地の集積が進んでおり(約33%※)、さらなる規模拡大を志向する生産者もあることから、話し合いを通じた集積・集約や計画的な機械・施設の整備、雇用の導入、スマート農業等の省力化技術の導入、湿田等の耕作条件の改善・整備等を進める必要があります。

また、温暖化などの気候変動に対応した栽培技術の導入による、収量・品質の安定化が求められています。

さらに、需給バランスが崩れることによる米価の下落や温暖化による収量・品質の低下に対応するため、飼料用米等の生産拡大や、セーフティネットである経営所得安定対策や収入保険への加入を促進する必要があります。

※令和元年度農業事務所調べ

## ○目指す姿

地域営農ビジョンが共有化され、担い手への農地集積・集約化、圃場条件の改善により生産管理の効率化が図られています。

規模拡大や組織化(法人化含む)が進み、収量の安定確保・生産コストの低減や省力化により、米価に影響を受けない安定した水稻経営が行われています。

国営事業と連携した施設整備の推進、多収益が期待される高収益作物の導入が検討されています。

### 【数値目標】

項目	現状 (令和2年度)	目標 (令和7年度)
大規模水稻経営体(10ha以上) 12戸の経営面積の拡大 <small>(合計経営面積)</small>	434ha	490ha

## ○主な取組

国営造成施設に関連する末端施設や農地などの基盤整備を進めます。事業を計画する際は、現在の土地利用の形態を踏まえながら、効果的かつ経済的な事業を検討します(参考1)。

用水施設や農地は、地盤沈下の進行等により営農に直接的な支障が生じる恐れがあるため、パイプライン化や区画整理等の整備を実施します。

特に下沼エリアは他のエリアと比較して水田の区画が小さく、効率的な営農に支障を来していることから、水田の区画拡大や汎用化、パイプライン化等の整備を一体的に推進し、営農の効率化と高収益作物の導入に取り組みます。

### (参考1)関連事業(主に用水及び農地)の整備方針

土地利用	対象エリア	整備方針	備考
水田	第1干拓、第2干拓・相島、手賀川右岸、利根川、上沼右岸、下沼、金山落	簡易な基盤整備による水田の大区画化や汎用化、農地整備事業を活用した末端用水路のパイプライン化等による稲作を中心とした法人経営の拡大	地形勾配 1/50 程度未満
	染井入落、大津川、白井・印西	農地整備事業等を活用した用水路のパイプライン化や暗渠排水の整備による転作作物(野菜等)の作付け拡大	地形勾配 1/50 程度以上
畑	手賀沼周辺の台地部	農業生産の維持	
樹園地	手賀沼周辺の台地部	農業生産の維持	

参考資料：国営手賀沼土地改良事業 営農計画書

これらの関連事業の内容によっては、地元の合意形成や法手続きなどに時間を要することに留意し、国営事業の進捗を踏まえながら事業化を進めます(参考2)。地域の話し合いを通して、意欲ある担い手への農地の集積・集約や、耕作条件改善事業等を活用した圃場条件の整備を推進していきます。

### (参考2)国営事業(揚水機場)と関連事業のロードマップ(イメージ)

工事内容		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目～	
国営事業	泉揚水機場、都部新田用水機場、小森揚水機場の更新整備	調査設計	工事着工～完成						
		→←----->							
関連事業 (県・市等)	各揚水機場から送水される用水路のパイプライン化	調査設計・地元調整			法手続き		工事着工～完成		
		→←><----->							

※国営事業は所要の法手続き等を終えており比較的短期間で工事着工が可能であるが、関連事業は個別の地区(施設)ごとに地元の合意形成や法手続きを行うため、工事の着工までに4～5年を要することが見込まれる。

技術面では、飼料用米の導入・拡大、スマート農業等の省力化技術の導入、温暖化や気象災害に対応できる生産管理技術や品種の導入などを支援します。

また、経営面では、雇用条件の整備による雇用の導入やGAPの視点を取り入れた経営改善、経営継続に向けた組織化(法人化含む)などの支援や、セーフティネットへの加入を促進することで、経営感覚に優れた大規模経営体を育成します。

#### (4) 森林環境譲与税を活用した市町村間の広域連携による森林整備等の推進

##### ア 対象 東葛飾地域（全域）

###### ○現状と課題

令和元年度から森林環境譲与税の譲与が開始され、市町村に対し、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口に応じた税額が配分されています。

県内市町村に譲与される森林環境譲与税のうち、約3割が森林の少ない当地域の市へ配分される一方、整備すべき森林の多い地域への配分額が少なくなっています。

当地域をはじめとする本県の森林整備の推進には、森林面積は少ないが税配分額の多い当地域のような都市部地域と、森林面積は多いが税配分額の少ない森林地域の市町村が連携し、森林整備等の取組みを進める必要があります。

###### ○目指す姿

森林環境譲与税を活用した都市部地域と森林地域の市町村が連携し、当地域をはじめとする本県の森林整備及び木材利用などの森林利活用を図る取組みが進んでいます。

###### 【数値目標】

項目	現状 (令和2年度)	目標 (令和7年度)
森林環境譲与税を活用した市町村間の広域連携による森林整備等に取り組む市数 <sup>(累計)</sup>	—	3市

###### ○主な取組

都市部地域の市と森林地域の市町村間の広域連携が円滑に進むよう、市町村が取組む森林経営管理施策の推進に寄与することを目的に設立された千葉県森林経営管理協議会と連携し、市町村同士のマッチング、森林整備方法の検討、森林利活用方法、合意形成に向けた調整を支援します。